

JIS

往復動内燃機関駆動発電装置— 第12部：非常用発電装置

JIS B 8009-12 : 2001

(JICEF/JSA)

(2006 確認)

平成 13 年 12 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、日本内燃機関連合会(JICEF)/財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、ISO 8528-12 : 1997, Reciprocating internal combustion engine driven alternating current generating sets—Part 12 : Emergency power supply to safety servicesを基礎として用いた。

JIS B 8009-12には、次に示す附属書がある。

附属書A(参考) 関連規格

附属書1(参考) JISと対応する国際規格との対比表

JIS B 8009の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS B 8009-1 第1部：用途、定格及び性能

JIS B 8009-2 第2部：機関

JIS B 8009-5 第5部：発電装置

JIS B 8009-6 第6部：試験方法

JIS B 8009-7 第7部：仕様書及び設計のための技術情報

JIS B 8009-12 第12部：非常用発電装置

なお、原国際規格ISO 8528は、さらに次の部によって構成される。

—Part 3 : Alternating current generators for generating sets

—Part 4 : Controlgear and switchgear

—Part 8 : Requirements and tests for low-power generating sets

—Part 9 : Measurement and evaluation of mechanical vibrations

—Part 10 : Measurement of airborne noise by the enveloping surface method

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 13. 12. 20

官報公示：平成 13. 12. 20

原案作成者：日本内燃機関連合会（〒105-0004 東京都港区新橋1丁目11-5 吉野ビル4階 TEL 03-3574-7882）

財団法人 日本規格協会（〒107-8440 東京都港区赤坂4丁目1-24 TEL 03-5770-1573）

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 杉浦 賢）

審議専門委員会：産業機械技術専門委員会（委員長 岡村 弘之）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省 産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511(代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 定義	2
4. 記号	2
5. 関連する規則及び追加要件	3
6. 分類指定	3
6.1 全般	3
6.2 分類に対する典型的な例	3
7. 発電装置の設計	3
7.1 必要電力の判定基準	3
7.2 電力要件の判定	4
7.3 適用限度値	4
8. 追加要件	5
9. 制御装置及び開閉装置	7
9.1 発電機用の保護, 計測, 監視及び制御装置	7
9.2 機関の測定及び監視装置	7
9.3 発電装置の測定及び監視装置	7
9.4 遠隔信号	7
10. 試験モード	7
10.1 主電源との同期による試験運転	7
10.2 主電源との同期を行わない試験運転	8
11. 試験	8
11.1 全般	8
11.2 設置試験	8
11.3 定期試験	9
12. 定格銘板	9
13. 必要書類	9
14. チェックリスト	9
附属書 A (参考) 関連規格	11
附属書 I (参考) JISと対応する国際規格との対比表	12
解説	15

白
紙

往復動内燃機関駆動発電装置— B 8009-12 : 2001

第12部：非常用発電装置

Reciprocating internal combustion engine
driven alternating current generating sets—
Part 12 : Emergency power supply to safety services

序文 この規格は、1997年に第1版として発行されたISO 8528-12, Reciprocating internal combustion engine driven alternating current generating sets—Part 12 : Emergency power supply to safety servicesを翻訳し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、原国際規格を変更している事項である。変更の一覧表をその説明を付けて、**附属書1**に示す。

1. 適用範囲 この規格は、防災用電気機器に非常用電源を供給するため往復動内燃機関によって駆動する発電装置に適用する。

例えば、病院、高層ビル、人々が集まる公共の場所などの安全装置に適用する。

この規格は、上記の適用に従って、また、**JIS B 8009-1, -2, -5, -6**の規定事項を考慮して、発電設備の性能、設計及びメンテナンスの特殊要件を規定する。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、**ISO/IEC Guide 21**に基づき、IDT(一致している)、MOD(修正している)、NEQ(同等でない)とする。

ISO 8528-12 : 1997 Reciprocating internal combustion engine driven alternating current generating sets—
Part 12 : Emergency power supply to safety services(MOD)

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、発行年を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格を構成するものであって、その後の改正版・追補には適用しない。発効年を付記していない引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS B 8009-1 往復動内燃機関駆動発電装置—第1部：用途、定格及び性能

備考 **ISO 8528-1 : 1993**, Reciprocating internal combustion engine driven alternating current generating sets—
—Part 1 : Application, ratings and performanceからの引用事項は、この規格の該当事項と同等である。

JIS B 8009-2 往復動内燃機関駆動発電装置—第2部：機関

備考 **ISO 8528-2 : 1993**, Reciprocating internal combustion engine driven alternating current generating sets—
—Part 2 : Enginesからの引用事項は、この規格の該当事項と同等である。

JIS B 8009-5 往復動内燃機関駆動発電装置—第5部：発電装置

備考 **ISO 8528-5 : 1993**, Reciprocating internal combustion engine driven alternating current generating sets—
—Part 5 : Generating setsからの引用事項は、この規格の該当事項と同等である。

JIS B 8009-6 往復動内燃機関駆動発電装置—第6部：試験方法